

業務の運営に関する規定

株式会社 ライジング

第1 求 人

- 1 本所は、全職種・国内に関する限り、いかなる求人の申し込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関連法令（労働基準法及び職業安定法）違反のある場合及び暴力団員等による求人である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。
直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人の申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。一旦申し受けた手数料は紹介の成否に関わらずお返し致しません。

第2 求 職

- 1 本所は、全職種・国内に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職申込みには、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の掲示によって、求職の申込みの手続きを省略いたします。
- 4（取扱い職種の範囲等が芸能家、家政婦（夫）、配せん人、調理師、モデル又はマネキンの場合）
求職受付の際には受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。一旦申し受けた手数料は紹介の成否に関わらずお返し致しません。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 紹介に際して、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方及び関係雇用主からの別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 その他

- 1 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 本所が行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対してその報告をしてください。
また、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く）したか否かについて、求人者から本所に対し報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募状況を提供する場合に使用します。
それ以外については本所個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。
また、当該情報について正確且つ最新の内容に保つ為に、求人者、求職者等から当該情報についての提供の中止や内容の訂正依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新でない事を確認した場合は、遅延なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、徒前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は、全職種・国内です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関連法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。